

議案第45号

目黒区プール経営許可等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月3日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区プール経営許可等に関する条例の一部を改正する条例

目黒区プール経営許可等に関する条例（昭和50年3月目黒区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「又は同法第134条に規定する各種学校」を「若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に、「又は学生」を「若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児」に改め、同条第3項第6号中「ふた」を「蓋」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の目黒区プール経営許可等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定による届出をした学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「学校等」という。）を設置している者が、当該学校等の施設又は設備を用いて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置した場合には、旧条例第3条第2項の届出を、この条例による改正後の目黒区プール経営許可等に関する条例第3条第2項の届出とみなす。

(説明) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行に伴い、届出によりプールを運営することができる施設に幼保連携型認定こども園を加えるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区プール経営許可等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(許可等)</p> <p>第3条 プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>において、専ら当該学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該<u>幼保連携型認定こども園の園児</u>を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を営もうとする者は、この限りでない。</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p>3 区長は、第1項の規定により許可の申請があった場合において、その申請に係る施設が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>(1)～(5) （現行に同じ。）</p>	<p>(許可等)</p> <p>第3条 プールを営もうとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校において、専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を営もうとする者は、この限りでない。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 区長は、第1項の規定により許可の申請があった場合において、その申請に係る施設が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>(1)～(5) （省略）</p>

(6) 貯水槽内の排水口及び循環水取入口には、堅固な格子状の蓋又は金網を設け、ネジ、ボルト等で固定するほか、配管口に吸込み防止金具を設ける等の安全対策を施すこと。

(7)～(10) (現行に同じ。)

4 (現行に同じ。)

(6) 貯水槽内の排水口及び循環水取入口には、堅固な格子状のふた又は金網を設け、ネジ、ボルト等で固定するほか、配管口に吸込み防止金具を設ける等の安全対策を施すこと。

(7)～(10) (省略)

4 (省略)